

成人後見人

Q & A



「母子像」(大西金次郎作)

神戸家庭裁判所
神戸家庭裁判所管内支部，出張所

成年後見人の権利と義務

1 財産管理権

成年後見人（以下後見人）は，成年被後見人（以下被後見人）に代わって，その財産を管理し，被後見人のために必要な処分を行うことができます（一部例外もあります）。

2 代理権

後見人には，被後見人の財産に関して包括的な代理権が与えられます。したがって，被後見人の財産上の手続は，すべて後見人が行います。

3 取消権

後見開始後に被後見人がした法律行為（契約など）は，日常生活に関する行為を除いて，後で後見人が取り消すことができ，取り消された場合は初めからなかったものとみなされます。

4 身上保護に関する権利及び義務

被後見人の生活や健康管理に関する権利を有し，義務を負います。具体的には，医療契約等に関する事項，住居の確保，施設の入退所，介護・生活維持に関する事項などに関する契約の締結，費用の支払，契約の解除などです。

5 被後見人の意思の尊重（後見人の職務の指針）

後見人は，被後見人の生活，身上保護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては，被後見人の意思を尊重し，かつ，その心身の状態及び生活状況に常に配慮しなければなりません。

6 善管注意義務

後見人は，被後見人に関する様々な権利が与えられる代わりに，通常の注意義務（自分のためにする時の注意の程度）よりも高度な注意義務が課されます。

もし，注意義務に違反し，被後見人に損害を与えた場合は，賠償責任が生じます。

成年後見人Q&A

目次

Q 1	後見人とは	5
Q 2	後見人の最初の仕事	7
Q 3	後見監督とは	8
Q 4	収支予算	9
Q 5	財産目録	10
Q 6	預貯金の管理の仕方	11
Q 7	財産の使い道	12
Q 8	被後見人の財産の処分	13
Q 9	被後見人の自宅の処分	14
Q 10	遺産分割に当たっての留意点	15
Q 11	後見人と被後見人の利益が相反する場合	16
Q 12	被後見人の財産がなくなったとき	17
Q 13	後見人、後見監督人の追加的選任	18
Q 14	報酬の付与	19

Q 1 5	後見人の辞任	20
Q 1 6	後見人の任務の終了	21
Q 1 7	後見人であることの証明	23
Q 1 8	登記事項に変更が生じた場合	24

Q1 後見人とは

このたび、後見人に選任されましたが、後見人の仕事と責任について教えてください。

A 後見人は、被後見人（後見を受ける人のこと）の身上保護と財産管理を行います。また、行った職務の内容を家庭裁判所に報告します。

1 被後見人は、認知症、知的障害、精神障害などの原因により判断能力を欠くため、自分の財産を適切に管理することができませんし、治療や介護を受ける契約を結ぶことができません。被後見人に代わって、その役割を果たす人が後見人です。後見人は被後見人にとってなくてはならない存在です。

家庭裁判所は、このような目的から、被後見人の生活や財産の状況、被後見人との関係、後見人候補者の状況など、さまざまな事情を考慮した上で、被後見人のために誠実に、かつ責任をもって、その職務を果たすことができる方を後見人に選任しています。

2 身上保護とは、本人の生活や健康、療養等に関する職務をいいます。例えば、被後見人の住居の確保及び生活環境の整備、施設等の入退所の契約、被後見人の治療や入院等の手続などを行うことです。

3 財産管理とは、被後見人の財産内容の正確な把握、年金の受領、必要な経費の支出といった収支の管理、預貯金の通帳や保険証書などの保管などを行うことです。

4 被後見人のために必要な費用は、被後見人の財産から支出してかまいません。ただし、事前に毎月の収支の計画、予算を立て、その中でやりくりしてください。臨時の高額な財産変動があった場合、資料を添えて速やかに家庭裁判所に臨時の報告をしてください。

5 財産管理の方法としては、できるだけ振込や口座引き落としを活用し、現金が必要なときは預金口座から必要な額をその都度引き出し、使い道を通帳に書き込む方法が簡便だと思われます。手持ち現金については金銭出納帳を作成ください。また、本人の財産から支出した領収証は保管しておいてください。特に臨時の支出で、かつ10万円を超える出費の領収書はご

提出を願っています。

- 6 このように、後見人はその職務の重要性から、重い責任が課せられています。そのため後見人に不正な行為、著しい不行跡、その他後見の任務に適さない事由があるときには、後見監督人、被後見人、被後見人の親族、検察官の請求又は職権により、家庭裁判所が後見人を解任する場合があります。

解任の理由となるのは、例えば、後見人が被後見人の財産を私的に借用、流用したりする行為、後見人としての信用、信頼を失墜させるような行為、後見人の権限を濫用する行為、不適切な方法で財産を管理する行為があった場合、又は家庭裁判所からの指示に従わなかったり、財産状況について報告書の提出を怠るなど後見人としての任務に適しない場合です。

- 7 後見人は、被後見人のために十分な注意を払い、誠実にその職務を遂行する責任を負っています。故意又は過失により被後見人に損害を与えた場合は、賠償責任を負います。

悪質な場合は、業務上横領等の刑事責任を問われることもあります。

- 8 後見人の仕事は、被後見人の適切な身上保護や財産管理を目的としていることから、後見人は、必要に応じて家庭裁判所に報告や相談をしていただくほか、家庭裁判所（後見監督人が選任されている場合は後見監督人）の監督を受けることになっています（これを後見監督といいます。Q3参照）。

Q 2 後見人の最初の仕事

後見人に選任されて、まずしなければならないことは何ですか。

A まず、速やかに被後見人の財産（資産、負債）の内容を把握してください。その上で、被後見人のお金を毎月どのくらい使うか予算を立て、1か月以内に財産目録及び収支予定表並びに申立時に判明していた財産から変動があった場合にはその資料を提出してください（これを「就任時報告」といいます。）。

1 後見人の最初の仕事は、被後見人の財産の内容を正確に把握することです。後見人が被後見人の財産を管理するためには、その財産の内容を知らなければならないからです。収入（年金、給与、家賃等）、支出（生活費、医療費、施設費、税金、社会保険料等）、資産（不動産、預貯金、有価証券、生命保険、現金等）、負債など、どのようなものがあるかを調査してください。

もし、これまで、後見人以外の方が被後見人の財産を管理しているような場合には、速やかに財産の引継ぎを受けてください。

2 その上で、被後見人に必要な費用について、1か月にどの程度かかるか予算を立ててください（これを収支予算といいます）。

なお、後見人がその仕事を行う上で必要な費用（後見事務費といいます。Q 8 参照）も、予算に含めてください。

3 後見人に選任されてから1か月以内に、被後見人の財産目録及び収支予定表を作成して提出していただきます（Q 4、Q 5 参照）。

財産目録の作成に当たり、預貯金は最新の残高が記載された通帳、生命保険は保険証書等、不動産は登記簿謄本（登記事項証明書）等、それぞれの原本に基づいて正確に記載し、併せて通帳や証書のコピーも提出してください。

なお、これらの資料は、今後、原本を確認させていただいたり、写しを提出していただいたりする場合がありますので、常に整理して保管しておいてください。

Q3 後見監督とは

「後見監督」というのは、どういうことをするのですか。

A 「後見監督」とは、後見人の仕事が適正になされているかどうかを確認するため、家庭裁判所が、後見人から、定期的に報告を受け（これを「定期報告」といいます。）、必要な場合に調査を行うことです。

そのため、後見人は、普段から被後見人の財産状況や生活状況をきちんと把握しておいてください。

1 後見事務の報告

後見人は、毎年一度、自主的に後見事務の報告書を家庭裁判所に提出してください。裁判所からは照会文書はお送りしません。

報告いただく時期は、後見手続開始後、裁判所からお知らせします。報告書の書式もその際にお渡しします。

2 後見事務の調査

家庭裁判所が必要と判断した場合、被後見人の生活状況や財産管理の状況を、後見人から直接説明していただくことがあります。その場合は、家庭裁判所にお越しいただく日時等をお知らせいたします。

なお、その場合、被後見人の財産状況を家庭裁判所が確認するため、預貯金の通帳や生命保険証書など、財産目録に記載されているものを持参して頂きます。通帳等は、最新の残高が記載されたものが必要ですので、必ず記帳してからご持参ください。

3 被後見人の財産を保護する仕組み

遺産分割等により管理財産が多額になった場合など、家庭裁判所が必要であると認めたときは、後見制度支援信託・支援預貯金の利用の検討を促したり、専門職の後見監督人選任などの手続を行うことがあります。その際にはご協力ください。

Q 4 収支予算

収支予算を立てるように言われましたが、何をすればいいのですか。

A 「収支予算を立てる」とは、後見人が、今後、被後見人の財産を計画的かつ適正に使うために、毎月の収入、支出を計画することです。

その内容は、「収支予定表」に記載していただきます。

1 後見人は、被後見人の財産を適正に管理する責任を負いますから、被後見人の生活水準を保ちつつ、限りある財産を計画的に使うことが求められます。

そのため、後見人は、被後見人の収入（年金、不動産収入、給料など）及び支出（入院費や施設費、税金、家賃、生活費など）を把握し、収入の範囲内でやりくりできるのか、毎月どの程度の余裕があるのか、あるいは、預貯金を取り崩さないと生活を維持できないのかなどについて計画してください。その計画を、記載例に従って収支予定表に記入してください。

2 記載する際は月額でお願いいたします。たとえば、年金は通常2か月ごとに支給されますので、その半額が1か月の収入となります。また、固定資産税のように、支払が毎月でないものは、年額を12等分したものが月額となります。

さらに、入院費のように、その月によって金額が違うものは、過去の費用も参照し、1万円単位くらいの平均額を算出してください。

3 収支予定表は、就任時報告で提出していただいた後は、原則として提出不要です。前回の報告から大きく変動があった場合のみ、収支予定表を提出してください。

Q 5 財産目録

財産目録には、どういうことを書けばよいのですか。

- A 1 財産目録とは、被後見人の預貯金、株券などの有価証券、生命保険、不動産、負債、その他について、被後見人の資産の内容を具体的に記載した一覧表のことです。後見人になったら、財産状況を調査し、この一覧表を作成していただきます。提出期限は、後見人になってから1か月以内（期限厳守）です。
- 2 後見監督時においても財産目録を提出していただきます。

1 財産管理は、後見人の最も重要な仕事です。そのため、後見人は、被後見人の財産内容を把握し、財産目録を作成しなければなりません。提出期限は、後見人になってから1か月以内です。

後見監督人が選ばれている場合は、後見監督人の立ち会いが必要になります。

2 財産目録は、たとえば、預貯金であれば、金融機関名、支店名、口座番号、預貯金の種類、最新の残高について、通帳又は証書ごとに記入します。

財産目録の記載例を参考にしてください。

3 なお、今後定期的に行われる後見監督でも、財産目録を作成していただきます。

Q 6 預貯金の管理の仕方

- 1 最近は金利が低いので、元本割れの危険はあるものの、利回りがよい方法で運用してもよいでしょうか。
- 2 被後見人名義の預金がありますが、後見が開始された後、口座の名義を変える必要がありますか。

- A 1 金利が低くても、元本が保証される安全確実な方法で管理してください。
- 2 通帳の名義は、被後見人名義又は「成年被後見人後見太郎 成年後見人後見正夫」名義にしてください（金融機関によって取扱いが異なります）。

- 1 後見人は、被後見人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、被後見人の財産を管理しなければなりません。必然的に、リスクを冒して収益を図るよりも、安全確実な方法が求められることになるでしょう。

万一、損害が発生した場合は、後見人を解任される可能性があるばかりでなく、新しい後見人から損害賠償を請求される可能性もあります。

- 2 後見人に選ばれたら、その後の安全円滑な取引のために、その旨を金融機関に届けるのが望ましいでしょう。その上で、通帳の名義は、可能であれば、「成年被後見人後見太郎 成年後見人後見正夫」に変更していただければと思います。これは、後見人の財産と被後見人の財産を明確に区別するためです。新しく口座をつくる場合は、口座の名義は、「成年被後見人」もしくは「成年被後見人〇〇〇〇 成年後見人△△△△」にしてください。

ただし、金融機関によって取扱いが異なりますので、通帳の名義については各金融機関にご相談ください。

- 3 預金残高の少ない口座が多数あったり、金融機関の店舗が近くになく、管理上支障がある場合は、1つの口座にまとめてもかまいません。

なお、ペイオフ対策については、後見人がご自身で判断してください。

Q 7 財産の使い道

お金を使う際、具体的に、どのようなものに支出してよいのでしょうか。また、支出してはいけないものにはどのようなものがあるのでしょうか。

- A 被後見人の財産は、被後見人のために使うのであれば、特に使い道に制限はありませんので、後見人の責任において検討、判断いただくことになります。ただし、当然のことですが、金額や支出の必要性、相当性、使うお金と得られる結果のバランスなど、「常識の範囲内」の制約が伴います。

これまでのケースから、例を挙げてみました。

1 原則として支出できるもの

被後見人の生活費、入院費や施設費、税金、後見事務費（裁判所に提出する書類のコピー代・切手代・交通費・各種手数料など、後見人の仕事をする上でかかる実費。弁護士等への依頼費用は含まれません。）、被後見人の財産の維持・管理の費用、ヘルパーの人件費、被後見人が訴訟などを行った場合の弁護士や司法書士への報酬（ただし、後見等の申立費用は、原則として申立人の負担）

2 事情によっては支出できるもの

法事費用、被後見人名義で出す冠婚葬祭の祝儀や香典、被後見人の扶養家族（配偶者や未成年の子）の生活費、被後見人の生前墓、被後見人名義の負債の返済、後見人が選ばれる前の立替金（領収書等が必要）、被後見人の見舞いに訪れる親族への交通費

3 原則として支出できないもの

贈与、寄付行為

※ 贈与は、相続税対策を目的とするものであっても、原則として認められません。

4 明らかに支出できないもの

被後見人と同居していることを理由にした後見人名義の自宅ローンの返済、被後見人が退院の見込みがないにもかかわらず、被後見人の引取りを理由にした後見人の自宅の改築費用、後見人の日当（後見人の報酬についてはQ14参照。）

- * 判断に迷う場合は、後見人の意見を添えて家庭裁判所に相談し、その回答を参考にすることもできます。

Q 8 被後見人の財産の処分

被後見人が自宅とは別に所有している土地を売却したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 被後見人の財産（自宅に関するものを除く。Q 9 参照）の処分は、後見人の責任で行ってかまいません。ただし、被後見人に損害を与えないよう、処分の必要性や相当性、他の方法の有無、被後見人の財産額や現状の収支などを十分に検討してください。

1 後見人は、被後見人の財産を適正に管理する義務を負いますが、一方で、被後見人を代理し、被後見人の財産を処分する権限が与えられています。

ただ、土地を売却すれば費消されやすいお金になり、抵当権を設定すれば資産価値が減少するので、むやみに処分することは望ましくありません。

2 被後見人の財産を処分する必要性が生じた場合、後見人は、自己の責任において被後見人の財産を処分することになります。処分に当たっては、その必要性や相当性、他のより安全な方法の有無、被後見人の現在の財産額や現状の収支などを考慮して、被後見人に損害を与えないよう注意する必要があります。万一、被後見人に損害が生じた場合、後見人は賠償責任を負います。

重要な財産の処分について判断に迷う場合には、家庭裁判所に相談し、その回答を参考にすることもできます。その場合、事情によっては、処分する財産や処分の方法等について、家庭裁判所に資料等を提出していただく場合もあります。

なお、被後見人の自宅の土地、建物などの処分については、家庭裁判所の許可が必要になりますので注意してください（Q 9 参照）。

また、不動産などの大きな財産を処分した場合は、必ずその旨を家庭裁判所に報告してください。

Q 9 被後見人の自宅の処分

被後見人は、入院が長引いていて、自宅に戻ることは難しいようです。被後見人の自宅が空き家になっていて不用心なので、売却したいと思っています。問題はありますか。

A 被後見人が住んでいた家の売却、取り壊し、又は、借りていたアパートの契約の解除などには、家庭裁判所の許可が必要です。

1 被後見人の今後の生活を考えた時、住まいは最も重要な問題です。そこで、被後見人の生活に支障を来すことのないよう、被後見人の住居を処分する時は、家庭裁判所の許可を得なければならないことになっています。

なお、この処分とは、売却や取り壊しだけでなく、賃貸、抵当権の設定なども含まれます。

許可を受けずに売却したり抵当権を設定したりすれば、その契約は無効です。

2 具体的には、「被後見人の居住用不動産の処分の許可」の申立てをしていただくことになります。必要が生じたら早めに家庭裁判所にご相談ください。

Q10 遺産分割に当たっての留意点

近々、遺産分割が予定されていますが、被後見人は相続人の1人です。遺産分割協議にあたり、被相続人の相続分（取り分）をどのように決めたらよいか思案しています。

A 遺産分割協議をする場合、被後見人だけが不利益を被ることがないように、十分に配慮してください。基本的には、法定相続分（民法第900条参照）が被後見人の取り分と考えてください。

- 1 遺産分割においては、被後見人の相続分については、原則として法定相続分を確保していただきます。それが被後見人の権利を守ることになるからです。
- 2 遺産の内容や被相続人との関係、その土地の慣習、他の相続人の意見などを考慮した結果、例外的に被後見人の取得分が法定相続分を下回るような遺産分割協議を検討されている場合は、事前に裁判所に相談してください。
- 3 相続人の間で意見がまとまらず、分割方法が決まらない場合は、家庭裁判所の調停を利用する方法もあります。
- 4 なお、後見人と被後見人がともに相続人である場合、遺産分割協議にあたり、被後見人に特別代理人選任の手続きが必要になることがあります（Q11参照）。

Q 1 1 後見人と被後見人の利益が相反する場合

被後見人は、後見人である私の母です。私の父が死亡したため、遺産分割を行うことになりましたが、手続の際に司法書士から、「利益相反になるので特別代理人の選任が必要。」と言われました。これはどういう意味ですか。

A 後見人が、自分の立場と被後見人の法定代理人という2つの立場を同時に持つ場合、利益相反になるため、その手続のためだけに代理人を選ぶ必要があります。これを特別代理人といいます。

1 後見人が、自分の立場と被後見人の法定代理人という2つの立場を兼ねてしまうと、自分の取り分を多くして、被後見人の取り分を少なくすることも可能です。このような関係のことを「利益相反」と言います。

利益相反になると、被後見人の利益が守られないことも予想されることから、後見人と被後見人の立場が重なる場合には、後見人ではない人が被後見人の代理人になります。

ただし、後見監督人が選任されている場合は、後見監督人が被後見人を代理することになりますので、特別代理人を選任する必要はありません。

2 「特別代理人選任」の申立ての際には、利益相反の関係に当たる行為について具体的に記載していただきます。遺産分割などの場合は遺産分割協議書(案)を添付していただいています。

特別代理人は、その手続だけのために選ばれるものですから、手続が終われば、当然に任務は終了します。

Q12 被後見人の財産がなくなったとき

被後見人の財産はほとんどありません。入院費などを支払って全部なくなってしまうたら、後見人が被後見人の生活費を負担しなければなりませんか。

A 後見人ではなく、被後見人の扶養義務者が負担します。後見人自身が被後見人の扶養義務者であれば、負担を求められることがあります。

身寄りがないなど、だれの援助も受けられない場合は、生活保護を申請していただくこととなります。

1 被後見人の生活に要する費用は、基本的には被後見人の財産から支払われるのが相当です。しかし、仮に被後見人の収入が十分でなく、また、財産も底をついた場合は、後見人ではなく、被後見人の扶養義務者（配偶者、親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹）が負担することになります（扶養義務者が複数いる場合は、誰がどのように負担するかを話し合いで決めることとなります。決まらない場合は、家庭裁判所の調停を利用することもできます）。

したがって、後見人自身が扶養義務者であれば、結果として、被後見人の生活費を負担することもあるでしょう。

2 被後見人に身寄りがなく、扶養義務者がいなかったり、いても生活に余裕がなく援助できないような場合は、生活保護など公的扶助に頼る以外になりません。

Q13 後見人、後見監督人の追加的選任

後見人に選任され、実際に仕事をしましたが、思った以上に大変で、今後、一人で後見人の仕事を続けていく自信がありません。

A 後見人、後見監督人を追加的に選任する方法もあります。

- 1 後見人の職責は重く、仕事も多岐にわたるため、1人では荷が重すぎると感じられる方がおられます。しかし、後見人は1人でなければならないことはありません。後見人の職務の内容によっては、例えば、1人は身上保護、もう1人は財産管理というように、仕事を分担するのが望ましい場合もあるでしょう。また、特に財産管理について専門的知識が必要な場合などは、弁護士や司法書士などの専門家を併せて後見人や後見監督人に選任することが考えられます。場合によっては、福祉の専門家が関わるのが望ましい場合もあるかもしれません。
- 2 このように、すでに後見人が選任されている場合でも、場合によっては追加して後見人や後見監督人を選任することができます。その場合は、家庭裁判所に申立て手続きをしてください。

Q 1 4 報酬の付与

後見人には報酬が支払われると聞きましたが、被後見人と親族関係にあってももらえるのですか。もらえるとすれば、いくらくらいもらえるのですか。

A 後見人であれば、親族でも第三者でも報酬をもらうことができます。ただし、報酬を受け取るためには、家庭裁判所に「報酬付与」の申立てが必要です。また、報酬の金額は、後見人の仕事の内容に応じて家庭裁判所が決めます。

1 後見人は、重大な責任と義務を負いますから、報酬を請求することができます。ただし、後払いですので、ある程度の期間、後見人の仕事をしていただいた後になります。おおむね1年ごとを目安にしてください。

また、報酬は、被後見人の財産から支払うことになるため、被後見人に財産がない場合は、報酬を支払うことはできません。

2 報酬を望む場合は、家庭裁判所に「成年後見人に対する報酬の付与」の申立てをする必要があります。家庭裁判所が申立てを認めて初めて、後見人は、被後見人の財産から報酬を受けることができます。管理している被後見人の財産から勝手に受け取ることはできません。

3 報酬の額は、管理している財産の額や後見事務の難易などを総合的に検討し、それぞれの事案ごとに家庭裁判所が決めます。

家庭裁判所が決めた報酬の額に不満がある場合、又は報酬が認められなかった場合でも、不服の申立てはできません。

4 報酬を望まない場合には、申立てをする必要はありません。

Q15 後見人の辞任

病気や高齢により、後見人の仕事を続けることができなくなった場合は、どうすればよいですか。

A 家庭裁判所に、「成年後見人の辞任」の申立てをしてください。

1 後見人は、被後見人の権利や財産を守るため、家庭裁判所に適任であると認められて選任されたわけですから、後見人の都合で自由に辞任できることにすると、被後見人の利益が守られなくなるおそれがあります。そこで、後見人が辞任するには正当な事由がある場合に限られ、家庭裁判所の許可を得て初めて辞任できることになっています。

「正当な事由」の例としては、病気や高齢のほかに、後見人が遠隔地へ転居することになって後見人の職務を円滑に行えなくなった場合などが考えられます。

2 後見人が辞任した場合は、他に後見人がいる場合を除いて、次の後見人を選ばなくてはなりません。そのため、被後見人の権利保護に支障を来さないように、「成年後見人の辞任」の申立てと同時に、後任の後見人を選任するための「成年後見人選任」の申立てをしてください。

3 辞任後は、それまで管理していた財産を新しい後見人に引き継いでください。

Q 1 6 後見人の任務の終了

- 1 後見人に選任されましたが、後見人の役目はいつまで続くのですか。
- 2 後見人の役目を終えるときには何をしたらいいのでしょうか。

- A 1 後見人の任務が終了するのは、①被後見人が死亡したとき、②被後見人の判断能力が回復して後見開始の審判が取り消されたとき、③後見人が辞任したとき、④後見人が解任されたときです。
- 2 任務を終了する際に大切なことは、財産の引継ぎです。後見人は、それまで管理していた被後見人の財産について家庭裁判所に報告し、①の場合は相続人、②の場合は被後見人、③、④の場合は後任の後見人に財産の引継ぎをして任務が終了します。

1 被後見人が死亡したとき

被後見人が死亡したときには、すみやかに家庭裁判所に連絡してください。被後見人の死亡の事実の記載がある戸籍謄本（又は除籍謄本）又は死亡診断書の写しを提出していただくなど、必要な手続についてご説明いたします。また、東京法務局にも、後見終了の登記申請書を提出してください（問い合わせ先はQ 1 8 参照）。

管理していた財産は、相続人に引き継いでください。

- 2 被後見人の判断能力が回復して後見開始の審判が取り消されたとき
判断能力が回復して、後見人の必要がなくなった場合には、家庭裁判所に「後見開始の審判の取消」の申立てをしてください。取消の決定が出たら、後見人の任務は終了します。

この場合、被後見人であったご本人に財産を引き継ぎます。

- 3 後見人が辞任するとき、又は解任されたとき

辞任についてはQ 1 5 をご覧ください。

4 管理の計算

後見人の任務が終了してから2か月以内に、それまで行っていた財産管理の収支について計算をしなければなりません。後見監督人が選任されている場合は、後見監督人が立ち会う必要があります。

計算が終わったら、その結果を、家庭裁判所と財産の引継ぎを受ける方（被後見人の相続人など）に報告してください。

- * 後見人ご自身が死亡したときは、ご親族のどなたかが家庭裁判所に連絡してください。被後見人の権利保護に支障をきたさないよう、すみやかに後任の後見人を選任する必要があるからです。

また、新しい後見人への財産の引継ぎは、ご親族にお願いすることになります。

Q17 後見人であることの証明

後見人であることの証明を求められたときは、どうすればよいでしょうか。

A 法務局で登記事項証明書の交付を受けて、これを提示すればよいでしょう。

登記事項証明書は、郵送で請求する場合は、東京法務局に登記事項証明書を申請してください。窓口で証明書の交付を求める場合は、東京法務局民事行政部後見登録課又は東京法務局以外の各法務局・地方法務局（本局）戸籍課に申請してください。兵庫県の場合は、神戸地方法務局戸籍課で取り扱っています。

1 後見が開始されると、法定後見の種類、後見人の氏名、住所、被後見人の氏名、本籍、住所などが東京法務局に登録されます。登録された内容を証明するのが「登記事項証明書」で、これが、後見人であることの証明書になります。

「登記事項証明書」を申請するためには、「登記事項証明申請書」に必要事項を記載した上、収入印紙550円分と返信用切手を貼った返信用封筒を同封し、下記の宛先へ郵送してください。

※なお、申請手続については予告なく変更されることがあります。

郵送で請求する場合

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

電話 03-5213-1360（ダイヤルイン）

2 場合によっては、家庭裁判所の審判書謄本と、審判の確定証明書の提示を求められることがあります。

審判書謄本は、すでに後見人のお手元に届いていますが、追加の交付は何回でもできます。手数料は審判書謄本1枚につき150円（収入印紙）です。

審判の確定証明書は、後見人が審判書謄本を受け取ってから2週間経過し、その間に即時抗告の申立てがない場合に交付できます。手数料は1件につき150円（収入印紙）です。

審判書謄本、確定証明書の交付申請先は、いずれも審判をした家庭裁判所です。お問い合わせは、審判書謄本に記載の書記官あてにお願いいたします。

Q 1 8 登記事項に変更が生じた場合

後見人に選ばれた後，転居したため住所が変わりました。何か手続きが必要ですか。

A まず，審判をした家庭裁判所にご連絡ください。その上で，東京法務局に，登記事項の変更の登記申請書を提出してください。

転居により住所が変わったり，婚姻，離婚，養子縁組などによって姓が変わったりすることがあります。その結果，登記されている内容が現実と異なり，後見人の仕事をする上で，不都合が生じるおそれがあります。

したがって，家庭裁判所にご連絡いただくとともに，東京法務局に登記事項を変更するための登記申請書を提出していただきます。

なお，被後見人の登記事項に変更があった場合も同様です。

詳しくは，東京法務局のホームページをご覧になるか，お近くの法務局にお問い合わせください。

(参考)

◇ 法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/>

◇ 東京法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/>

◇ 東京法務局民事行政部後見登録課

03-5213-1360 (ダイヤルイン)

◇ 神戸地方法務局戸籍課

078-392-1821 (代表)

078-392-1903 (直通)